

## 第 110 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 4 年 1 月 18 日（火）14 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
荒川雅行、上月陽子、玉置久、中川丈久、西海恵都子、西村裕三
  - (2) 実施機関の職員  
企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長  
健康局保健所保健課感染症対策担当課長  
こども家庭局こども未来課長  
こども家庭局家庭支援調整課長  
環境局職員担当課長  
地方独立行政法人神戸市民病院機構情報戦略課長
  - (3) 事務局の職員  
市長室担当部長、企画調整局デジタル戦略部担当課長 ほか
  - (4) 傍聴者  
なし
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①住民記録システム情報・課税システム情報を活用した所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステムの構築について
    - ②新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について
    - ③こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う住民基本台帳データ等の利用項目の追加・対象者の変更について
    - ④令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う児童手当データ等の利用について
    - ⑤ごみ収集車両運行管理システムの導入について
    - ⑥神戸市民病院機構における医療費後払いシステム導入に係る電子計算機の結合について
  - (2) その他
    - ①個人情報を取り扱う事務の届出について（報告）
    - ②新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）
5. 議事要旨
  - (1) 審 議
    - ①住民記録システム情報・課税システム情報を活用した所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステムの構築について  
企画調整局デジタル戦略部から、住民記録システム情報・課税システム情報を活用した所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステムの構築について、条例第 11 条（電子計算

機処理の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 セキュリティとは関係ないのですが、係争管轄を東京地裁にしているのは、なぜでしょうか。審査用アシストシステムについて。
- デジタル戦略部 東京というよりは、日本の裁判所ですね、AWS を使っておりますので、元々アメリカで裁判をするという形が取られるんですけども、今回は、国内で裁判ができるように調整しております。
- 委員 この場合、東京地裁にする必要はあるんですか。
- デジタル戦略部 相手方との調整の中で、神戸地裁ではなく、東京地裁でということで合意したところになります。
- 委員 今回の諮問内容というのは、クラウド部分なんですけど、前の文を読んでもちょっと分かりにくい部分があるのですが、審査用サーバーというのは、既に諮問済みのところの審査用とか括弧で書かれた部分に相当する訳ですか。
- デジタル戦略部 審査用クラウドと審査用サーバーという言葉を使ってしまいましたので、混同してしまうんですけど、右側の点々で囲ってございます部分が、既に類型適用を受けており導入しております。スマート申請システムというものでございます。この中に、受付用と審査用がございまして、これを受付用サーバー、審査用サーバーと呼んでおります。今回、新たに構築をしますのが、その左手にございます、今回の諮問範囲として、実線で囲わせていただいております審査用クラウドの部分でございまして、構築をしました審査用クラウドとスマート申請システムの審査用サーバーが通信する、という形を取っております。
- 委員 そのセキュリティは、具体的には何で守るという話になっていましたか。
- デジタル戦略部 間の部分は、まず、スマート申請システムの審査用サーバー自体は、インターネットからは直接通信していない、切り離された、二段階の構成としております。審査用クラウドに関しては、API 接続という形をとっておりますのと、データを全件照会するのではなく、単件ごとに照会をする機能のみを許可しております。
- 委員 1件問い合わせして持ってくると。そこはインターネットまで上げずにAPI というか、専用回線とかですかね。API ちょっと関係ないとは思いますが。

○デジタル戦略部      AWS で外部接続という形で。

○委            員      なるほど。分かりました。

○委            員      他にいかがでしょうか。他になければ、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「住民記録システム情報・課税システム情報を活用した所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステムの構築」についてですが、所得・課税証明書を発行するにあたり、申請者が発行可能な対象者であるかどうかを迅速に審査するため、住民記録システム及び課税システムより抽出した審査用データと申請者データの突合処理を可能にする審査アシストシステムを構築することは、業務の効率化に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について

健康局保健所保健課から、新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）並びに条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委            員      ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委            員      ご質問ございませんでしょうか。

○委            員      それでは、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用」についてですが、新型コロナウイルス感染症を罹患した方の後遺症の現状を把握するために、住民基本台帳情報を利用して対象者を選定すること、また、対象者抽出にあたり電子計算機処理することは、アンケートの的確な実施に寄与するものであり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う住民基本台帳データ等の利用項目の追加・対象者の変更について

福祉局障害者支援課から、こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う住民基本台帳データ等の利用項目の追加・対象者の変更について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会

資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 システムとしては、情報系で見たときには、既にあるものの上に、「本来の住民日」を追加するというものなんですよ。
- こども未来課 そうです。
- 委員 セキュリティ的には、従前のものをそのまま使用するという形で。これは蛇足なんですけど、今回変更する内容で、「当該年度4月2日以降に神戸市外からの転入（異動日）により神戸市に住民票をおいた満1歳未満の児童」ということなんですけれど、この満1歳未満というのは、どの時点でこの年齢を調べるんですか。定義がよく分からないんですけれど。
- こども未来課 それは、転入されてきた時点になります。
- 委員 満1歳未満で転入してきた者ということですか。
- こども未来課 はい。
- 委員 他にご質問ありますでしょうか。それでは答申案をまとめたいと思います。既に実施しているこべっこウェルカムプレゼント事業において、新たな住民基本台帳情報の項目を追加して利用し、事業対象者を正確に抽出することや、子どもの出生時期による不平等を解消するために、住民基本台帳情報の対象範囲を拡大することは、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う児童手当データ等の利用について

こども家庭局家庭支援課から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う児童手当データ等の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 問題はなさそうですか。よろしいですか。

○委員 員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う児童手当データ等の利用についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、児童1人につき10万円の現金給付を行う子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、児童手当情報、児童扶養手当情報等を利用するということです。これにより、対象者の正確な把握と審査の効率化及び迅速な支給が可能となり、公益に資すると認められます。また、個人情報保護の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤ごみ収集車両運行管理システムの導入について

環境局事業管理課から、ごみ収集車両運行管理システムの導入について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 員 点呼のところですけど、アルコール点検はしないんですか。

○事業管理課 既に、アルコールチェックについては、させていただいておまして、今の機器には連動しない形になっております。

○委員 員 事務処理用PCで、データを閲覧できるということなんですけれど、これは管理者だけではなくて、ご本人が後ほど、そこで自分自身を確認するというのも、できたりするのでしょうか。

○事業管理課 今回の運用としましては、管理者にパスワード等を付与しまして、管理者が閲覧するとしまして、運転者への指導は、管理者の方から今回得られたデータその他情報も含めまして、指導に役立てたいと考えております。

○委員 員 問題があったときに、管理者を通じて本人に伝えると。

○事業管理課 はい。

○委員 員 他にご質問ありますでしょうか。

○委員 員 それでは、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「ごみ収集車両運行管理システムの導入」についてですが、ごみ収集車両運行管理システムを構築し、運転手の体温、血圧等のバイタル

データの計測による体調や疲労の評価を行うことや、ごみ収集車両へドライブレコーダーを設置することによって、運行情報を随時確認できるようにするという事です。これにより、安全運転の徹底や業務の効率化が期待され、公益に資すると認められること。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思えます。

⑥神戸市民病院機構における医療費後払いシステム導入に係る電子計算機の結合について

地方独立行政法人神戸市民病院機構情報戦略課から、神戸市民病院機構における医療費後払いシステム導入に係る電子計算機の結合について、条例第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 後払いシステムというのは何なんですかね。
- 市民病院機構 基本的には、病院の中で会計が終わった患者さんは、ご自身のクレジットカードで会計の精算を行います。その際に、非常に多くの患者さんが列をなして、待ち時間が。
- 委員 そういう意味じゃない。
- 市民病院機構 それが、事前に手続きをすることで、会計をせずに帰っていただけるというシステムです。
- 委員 分かりました。
- 委員 個人情報の保護のうち、システム上の保護のところの①の「外部ネットワークの境界点に DMZ を設けると共にファイアウォールを併用し、この中に連携端末」と書いてあって、日本語が分かりにくいんですけど。連携端末外部ネットからの、要するに連携端末と外部ネット、連携端末はどういう役割を担うことになっているんですかね。端末が連携しているんですか。
- 市民病院機構 5 ページの図に書いてあります連携端末、これが DMZ の中にあって、一般的にウェブサーバーのような、緩衝地帯的なところという意味で表現したつもりだったのですが。
- 委員 これ、読みにくいのと、文字が抜けているようにも思うんですけど。併用し、この中の連携、要するに、別紙参照の後ろの点のところ、何かいるんじゃない

ないかなと思っているんですが。おそらくきちっとされているんですけど。ただ、これを見る限り、端末と端末の間に通信をしている訳ですか。このシステムは。

- 市民病院機構 はい。5ページ目の DMZ 内にある連携端末と左方にあります中継端末につきましては、RS-232C というシリアル通信で伝送をしております。いわゆるレガシィなインターフェイスでございますが、この通信は非常に、CSV ファイルだけを通信しているものということでして。
- 委員 サーバーとかいうのは、その裏にあるだけで、表に出てきたデータは、こんな細かい通信で連携している訳ですね。
- 市民病院機構 これは、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインにも取り組んでいると考えるところです。
- 委員 分かりました。先程の日本語のところだけ、ちょっと再確認願えたらと思います。
- 委員 では、ご指摘の件、修正をお願いいたします。他にご質問はありませんか。
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「神戸市民病院機構における医療費後払いシステム導入に係る電子計算機の結合」についてですが、市民病院において、医療費後払いシステムを導入し、クレジットカードによる支払いの事前登録した患者の医療費を決済処理するため、外部データセンターとオンライン結合するという事です。そうすることにより、会計時の待ち時間の短縮や過誤納の減少が期待でき、患者サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。
- 委員 本日審議いたしました、9件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 委員 それでは、そのように処理させていただきます。
- 委員 次に、報告事項に移ります。

(2) その他

①個人情報を取り扱う事務の届出について（報告）

事務局から、個人情報を取り扱う事務の届出について、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし）

②新たに個人情報を電子計算機処理することについて（報告）

事務局から、神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし）

○委員 それでは、これをもちまして、第 110 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。